

令和2年国勢調査にご協力ください

●令和2年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯（外国人を含む）が調査対象です。

8月下旬ごろから、吉野川市全域において調査員が調査活動を開始する予定です。

●統計法にもとづく調査です。

1. 国勢調査は5年ごとに実施され、調査対象者には報告義務があります。
2. 調査に従事する者は、個人情報保護のための守秘義務が課せられています。
3. 調査結果は、少子高齢化社会を迎えた日本の未来を描くための重要な資料になります。防災対策をはじめ社会福祉、雇用政策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。

●新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 調査書類の配布方法

できる限りインターホンを利用した調査説明や聞き取りなどを行い、郵便受け・ドアポストなどに書類を入れる方法により配布します。

2. 調査書類の回答方法

次の3つの中から選択することができます。

- ①インターネット回答：パソコンやスマートフォンから回答をする。
- ②郵送提出：調査票に記入の上、専用封筒に入れて郵送する。
- ③調査員回収：調査票に記入の上、調査員へ渡す。

できる限り①インターネット回答または②郵送提出による回答をお願いします。



配布時にインターホンがない場合や、調査員回収により調査票を提出する場合には、一定の距離を保つことや、マスク着用などの咳エチケットを徹底します。

●「かたり調査」などに、ご注意ください。

1. 国勢調査を装った電話や訪問、電子メールには特に注意してください。
2. 調査員が預金や収入を聞いたり、金品を要求したりすることはありません。調査員が所持している国勢調査員証（写真付き）をご確認ください。

●問い合わせ 市総務課 ☎22-2231 FAX22-2244

児童生徒ステイホーム特別給付金の申請はお済みですか

「児童生徒ステイホーム特別給付金」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校が臨時休業となり、子育て世帯の負担が増加している状況に鑑み、市独自の緊急対策として、市内に住所を有する小・中学生を対象とした給付金です。

支給対象者には5月下旬に申請書を送付しています。申請がお済みでない方は、8月31日（当日消印有効）までに申請してください。



●問い合わせ 市教育総務課 ☎22-2272 FAX22-2270

中小事業者などが所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税の軽減

新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者などに対し、令和3年度の償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を軽減します。

軽減の要件

2月から10月までの任意の連続する3カ月間の売上高が前年の同期間に比べ一定以上減少していること。

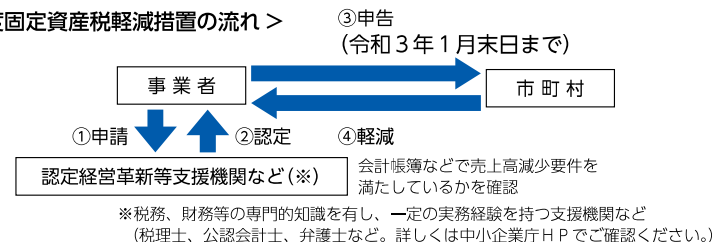
軽減の概要

- ① 30%以上50%未満の減少・・・2分の1軽減
- ② 50%以上の減少・・・全額軽減

中小事業者などとは

資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を有しない法人の場合常時使用する従業員の数が千人以下の法人、常時使用する従業員の数が千人以下の個人。

< 令和3年度固定資産税軽減措置の流れ >



※詳細が決まり次第、市ホームページなどで改めてお知らせします。

●問い合わせ 市税務課 ☎22-2215 FAX22-2247

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者などに係る傷病手当金

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で給与などの支払いを受けている方が、新型コロナウイルスに感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われる場合において、労務に服することができず、事業主から給与などが支払われなかったときは、休業期間に応じて傷病手当金を支給します。

●詳細については、次のホームページに掲載しています。

- 国民健康保険の場合・・・吉野川市のホームページ
- 後期高齢者医療制度の場合・・・徳島県後期高齢者医療広域連合のホームページ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則、郵送での申請をお願いします。

申請を希望する場合は、必ず事前に国保年金課までご連絡の上、申請してください。

●問い合わせ 市国保年金課（国民健康保険係・高齢者医療係）
☎22-2213 FAX22-2243